

## 【改正要旨】寒河江市営繕工事週休2日確保工事実施要領

### 1 改正要旨

山形県営繕工事における週休2日確保工事実施要領の改正(令和6年11月1日施行)に合わせて、下記の内容で改正するものです。

### 2 改正概要

- (1) 対象期間の全ての月で4週8休以上の現場閉所(休息)又は交替制に取り組む「月単位の週休2日」を新設する。
- (2) 発注者指定型では当初から月単位の週休2日の補正を行い発注する。
- (3) 「現場閉所(現場休息)の確認方法等」の記載を別紙1から要領本文に移動する。
- (4) 別紙1(積算方法)の改定
  - ア 「4週7休以上4週8休未満」と「4週6休以上4週7休未満」の適用を廃止
  - イ 労務の補正率を変更
    - ×1.05 → ×1.04(月単位の週休2日)
    - ×1.02(通期の週休2日)
  - ウ 「単価の補正方法等」を『国営繕の運用通知による』とし準用していたものを、具体的に別紙1に定める。
- (5) 別紙2(工事成績評定方法)の改定
  - ア 4週6休以上4週8休未満の取り組みは評価対象としない。